

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例

令和4年3月25日公布
令和4年4月1日施行

令和4年4月1日に滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例が施行されました。この条例の下で滋賀県は、県民のみなさまとともに、2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロの実現を目指しながら、持続可能な社会の実現に向けて挑戦してまいります。



CO₂ネットゼロ社会づくりとは

近年、国内外で気候変動への危機感が高まっており、温室効果ガスの排出量を減らすことが世界的な課題となっています。

CO₂ネットゼロ社会づくりは、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ(=CO₂ネットゼロ)の実現を目指しながら、そのための取組を通じて、自然環境の保全や県民の生活の豊かさ、経済や産業の持続的な発展など、持続可能な社会づくりにもつなげていこうとするものです。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

2050年CO₂ネットゼロ社会の実現に向けて

～みんなで進めるCO₂ネットゼロ社会づくりの取組～

CO₂ネットゼロ社会づくりの基本理念

- ①社会のあり方を見つめ直す
- ②一人ひとりが自分事として
- ③みんなで連携協力し合って
- ④環境も生活も経済もあきらめない
- ⑤地域資源を活用して地域を元気に

自動車の取組

- できるだけ公共交通機関や自転車を利用しよう
- 次世代自動車などのよりエコな自動車※を購入・利用しよう
- 自動車輸送の効率化を考えよう
- 宅配の再配達を減らそう
- 計画②を立てて主体的に自動車利用に関する取組を進めよう

※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃費性能に優れたハイブリッド自動車など

②自動車管理計画制度

- 一定台数以上の自動車を使用する事業者のみなさまが対象です
- 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出を減らす取組内容などを盛り込んだ計画を定めて知事に提出してください
- 毎年度の実施状況を報告してください



事業活動での取組

- 省エネ効率の高い機械・設備を使おう
- CO₂ネットゼロ社会づくりにつながる製品やサービスの開発・販売に挑戦しよう
- 製品やサービスの製造や使用で排出される温室効果ガスの量を見る
- カーボンクレジットもうまく活用して、みんなで補い合って取組を進めよう
- 計画①を立てて温室効果ガスの排出削減に主体的に取り組もう

取組の推進のために

- CO₂ネットゼロ社会づくりの推進計画を定めます
- 県民や事業者のみなさまといっしょに取組を進める体制づくりに取り組みます
- 調査研究を進め、CO₂ネットゼロ社会づくりにつながる産業の育成を目指します
- 情報や意見を交換する場づくりを行います
- 環境学習や人材育成に取り組みます
- CO₂ネットゼロ社会づくりを意識して県の事業の企画立案や事務運営を進めます

気候変動への適応

- 気候変動に適応できるよう取組を進めます
- 気候変動適応センターで情報収集や分析を行って、県民のみなさまへの情報提供や啓発につなげます

農林水産業での取組

- 農業・水産業でも、省エネ型の機械を使ったり、土壤管理を工夫したりしてCO₂ネットゼロ社会づくりに取り組もう
- 地元の生産物を選んで、地産地消に貢献しよう
- 森林資源を利用し、CO₂を吸収する森林を守り育てよう

日常生活での取組

- 家庭でどのくらいエネルギーを使っているか把握しよう
- 省エネ型の家電を選ぼう
- ごみを減らそう
- 買い物をするときは、その商品の温室効果ガスの排出量も意識しよう

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例

前文（要旨）

地球温暖化その他の気候変動への対処は、私たち一人ひとりにとって避けることができない喫緊の課題である。急速に進行する地球温暖化の状況はより厳しさを増しており、全世界を挙げて大幅な取組の強化とその一層の加速化が求められている。

気候変動の脅威が差し迫る中、本県は、CO₂をはじめとする温室効果ガスの排出量を2050年までに実質的にゼロとする目標をここに掲げ、その取組を通じて地域の持続的な発展をも実現するCO₂ネットゼロ社会づくりを進めることを決意した。

気候変動への対処を契機として、あらゆる社会経済構造の変革を推進するとともに、柔軟で革新的な発想をもつてこの変革を社会経済の成長へと結び付け、真の意味で持続可能な社会を構築していく必要がある。

私たちには、これまで琵琶湖の環境保全などで培ってきた高い環境意識と行動力など、有形無形の様々な資源がある。これらを総動員してCO₂ネットゼロ社会づくりに果敢に挑戦し、より豊かな滋賀を次の世代に引き継ぐ第一歩として、この条例を制定する。



第1章 総則

- ◆目的（第1条）
- ◆定義（第2条）
- ◆基本理念（第3条）
- ◆関係者の責務（第4条～第7条）

第2章 基本的施策

- ◆推進計画（第8条）
- ◆施策の実施状況の報告（第9条）
- ◆CO₂ネットゼロ社会づくり指針（第10条）
- ◆推進体制の整備（第11条）
- ◆調査研究および産業の育成振興（第12条）
- ◆CO₂ネットゼロ社会づくりに関する情報提供等（第13条）
- ◆環境学習の推進および人材の育成等（第14条）
- ◆県の率先実施（第15条）
- ◆CO₂ネットゼロ社会づくりに資する事務事業の企画立案等（第16条）

第5章 建築物・まちづくりに係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

- ◆建築物に係る温室効果ガスの排出量の削減等（第34条）
- ◆県内産の木材を利用した住宅等の普及の促進（第35条）
- ◆開発事業に係る事業計画の立案段階における検討（第36条）
- ◆自家用自動車に過度に依存しない生活の実現を目指したまちづくりの促進（第37条）

第7章 再生可能エネルギー等の利用等

- ◆再生可能エネルギー等の積極的な利用（第47条）
- ◆地域の再生可能エネルギー源を活用したエネルギーの有効利用等（第48条）
- ◆再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっての自然環境の保全等（第49条）
- ◆水素エネルギーの利用の促進（第50条）
- ◆再生可能エネルギー電気供給拡大計画（第51条、第52条）

第10章 気候変動適応

- ◆気候変動適応策の推進（第56条）
- ◆気候変動適応センターの体制確保（第57条）
- ◆気候変動適応に関する情報提供等（第58条）

● 詳細はホームページをご覧ください。
(右下のQRコードからもアクセスできます)

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/ondanka/304120.html>

第3章 事業活動に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

- ◆事業者が取り組むよう努めるべき事項（第17条～第24条）
 - 〔エネルギー使用量の把握、エネルギー消費性能等が優れている機械器具の使用等、冷暖房時の温度、環境物品等の購入等、廃棄物の発生の抑制等、CO₂ネットゼロ社会づくりに資する製品の開発等、温室効果ガス排出量に関する情報提供、温室効果ガス排出削減量等の販売等〕
- ◆事業者行動計画制度（第25条～第27条）

第4章 日常生活に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

- ◆県民等が取り組むよう努めるべき事項（第28条～第33条）
 - 〔エネルギー使用量の把握、エネルギー消費性能等が優れている機械器具の使用等、冷暖房時の温度等、環境物品等の購入等、廃棄物の発生の抑制等、温室効果ガス排出削減量等が附帯した製品等の選択等〕

第6章 自動車等に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

- ◆公共交通機関の利用等への転換（第38条）
- ◆次世代自動車等の購入等（第39条）
- ◆自動車等の適切な運転等（第40条）
- ◆自動車等による物資の合理化等（第41条）
- ◆アイドリング・ストップ（第42条）
- ◆駐車場設置事業者等による措置等（第43条）
- ◆自動車管理計画制度（第44条～第46条）

第8章 農業および水産業に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

- ◆温室効果ガス排出量削減等に配慮した生産活動（第53条）
- ◆地産地消（第54条）

第9章 森林等による吸収作用の保全等（第55条）

第11条 CO₂ネットゼロ社会づくり審議会（第59条、第60条）

第12章 雜則

- ◆顕彰（第61条）
- ◆指導・勧告・公表（第62条～第65条）
- ◆財政上および税制上の措置（第66条）

